

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年9月1日
【会社名】	G M B 株式会社
【英訳名】	GMB CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 松岡 信夫
【本店の所在の場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地 3
【電話番号】	(0745) 44-1911
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 善田 篤志
【最寄りの連絡場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地 3
【電話番号】	(0745) 44-1911
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 善田 篤志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、韓国にGMB AIS CORPORATION（仮称）を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : GMB AIS CORPORATION（仮称）

住所 : 韓国慶尚南道昌原市

代表者の氏名 : 卞鍾文（予定）

資本金 : 50億韓国ウォン

事業の内容 : 自動車部品の製造・販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 個

異動後 : 10,000,000個（うち間接所有分6,000,000個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : -

異動後 : 100.0%（うち間接所有分60.0%）

（注） 間接所有分は全て当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP.の所有分であります。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社及び当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP.がGMB AIS CORPORATION（仮称）を設立することに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日 : 平成29年9月（予定）

以 上